

平成26年度第2回長崎県後期高齢者医療広域連合懇話会 開催結果概要

1 開催日時 平成26年12月12日（金）午後2時00分から午後3時35分まで

2 開催場所 長崎市栄町4番9号 長崎県市町村会館 4階 第1会議室

3 出席委員 9名
徳永委員、山崎昭義委員、齋藤委員、高原委員、北野委員、
中野委員、山崎一美委員、井手委員、佐藤委員

4 傍聴者 なし

5 会議の概要

(1) 説明事項

- ア データヘルス計画について
- イ 健康高齢者認定事業について
- ウ 後期高齢者医療肺炎球菌ワクチン接種費助成事業について
- エ 保険料の収納（対策）について
- オ マイナンバー（社会保障・税番号）制度について
- カ その他

(2) 意見交換

ア データヘルス計画について

【委員】 ジェネリック医薬品の使用割合の評価はどのようにするのか。薬価だけみれば下がるのは当然だが、医療費全体としての評価はしないのか。

【事務局】 普及割合に対する到達数ということでの評価をするように考えている。

【委員】 実際にジェネリック医薬品を処方しているが、ジェネリック医薬品に変えたことで医療費が下がらなければ推進する意味がない。そういう薬価の差だけではなく、医療費全体としてどのようになっているのか。何か評価の方法がないのか。広域連合からも国に提案してほしい。

【委員】 ジェネリック医薬品に変えても効果がなければ、先発品を安くするというような方向もある。

【委員】 ジェネリック差額通知事業は実際どれくらいの費用対効果があるのか。

【事務局】 ジェネリックの差額通知の事業が大体コストとして200万円ぐらいで、6,300万円ぐらいの効果があがっている。

【委員】 ドクターによっては薬効等がほんとうに同一のものなのかという疑問を持っており、ジェネリック医薬品に対して抵抗のあるドクターもいる。

【委員】 医療費を抑制する対策として、ジェネリック医薬品を推進するだけでいいのか。

【委員】 先発品が高価になっているものがあることも医療費増加の要因のひとつになっているため、ジェネリック医薬品推進のインパクト自体が弱くなっているのかもしれない。

【委員】 ジェネリック医薬品を処方するかどうかはドクターが決めるのか。患者側で選択できるのか。患者側で選ぶのはなかなか難しい。

【委員】 患者にも選択肢があるのでドクターまたは薬剤師に相談して決めればよい。

【委員】 ジェネリック医薬品にするかどうかを選択する際の判断のひとつとして、医療費適正化のことを考えて選択してもらいたいと思う。

【委員】 口腔ケアは大事な事業だと思うが、H25年度の額 H26年度の額の差が大きい。どうしてH25年度は低いのか。

【事務局】 予算上は1,000名程度で予算を組んでいるが、実績が460名であったため。

【委員】 口腔ケア事業が医療費適正化に働く事業であって、受診者数の目標値を1,000名としているのであれば、実績として1,000名になるような方法を考えて事業を実施してほしい。

イ 健康高齢者認定事業について

【委員】 老人クラブの会長として、健康高齢者認定事業（認定者への表彰）に直接携わらせてもらった。非常に名誉なことだった。

ウ 後期高齢者医療肺炎球菌ワクチン接種費助成事業について

【委員】 テレビの宣伝効果なのか、今年は例年に比べ他の年代も含めて接種者が多い。定期予防接種になったので、広域連合は事業を行わなくなるということか。

【事務局】 定期接種化となると、これまで財源としていた特別調整交付金がなくなり、その分は全部保険料を充てなければならないということになる。各市町で実施するところとしなところがあるので、それを全体の保険料で賄っていくのがどうなのかという部分もあり、各市町にアンケートするなどした結果、この事業は終了することとした。

【委員】 10月以降、市町村の助成金額は変わったのか。任意接種を行っているところはあるのか。

【事務局】 各市町の取り扱いということにはなるが、各市町で予防接種の助成額は大体一緒に設定をされているようである。また、任意接種をおこなっている市町もあるようである。

エ 保険料の収納（対策）について

【委員】 高額医療費の滞納保険料への充当は、被保険者が承諾しないとどうなるのか。

【事務局】 充当されず、そのまま高額療養費は滞納者の口座に振り込まれるということになる。

【委員】 承諾されなかったことはあるのか。

【事務局】 その調査まではしていないが、可能性はあると思われる。

【委員】 滞納研修はいつ行うのか。

【事務局】 3月の予定。

オ マイナンバー（社会保障・税番号）制度について

【委員】 個人番号カードは、被保険者証や住基カードとは違うのか。

【事務局】 違う。

【委員】 色々なカードがあつて、分かりづらい。

【委員】 しばらくの間は複数枚のカードを持たざるを得ない状況がでてくると思われる。病院では現在、毎月被保険者証を提示してもらっているが、カードが複数枚ある場合、この個人番号カードが被保険者証の代用になりえるのか。

【事務局】 このカードに書いてあるマイナンバーについては、コピーを控えるというようなことは禁止されるということになっているため、これに一体化になったにしても、毎月の保険証の提示は求める必要があるのではないかと思われる。

【委員】 マイナンバーは究極の個人情報なので、管理が非常に大事になってくる。